



公告

財団法人都道府県会館災害共済部の平成14年度災害共済事業経営状況について、同法人理事長職務代理中沖豊から次のとおり通知がありました。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建物共済・自動車損害共済事業

分担金その他収入	4,456,728,540円
災害共済金経費その他支出	2,502,443,507円
正味財産	21,013,568,773円

2 水力発電用機械損害共済事業

分担金その他収入	1,159,764,997円
災害共済金経費その他支出	469,940,281円
正味財産	6,116,904,716円

管 財 課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年8月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふれあいの家 千寿

3 代表者の氏名

山田一茂

4 主たる事務所の所在地

南安曇郡三郷村大字明盛3573番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、小規模ケア施設に関する事業を行い、地域の少子高齢社会化に対する利便性に配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月20日（土）

(2) 開催時及び場所

午後1時30分から 中野市民会館 41号会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

中野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月5日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、中野建設事務所、中野市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
中野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案 に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
<u>ふりがな</u> <u>氏名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月20日（土）

(2) 開催時及び場所

午後1時30分から 飯山市役所 第1～4委員会室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月5日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、飯山建設事務所、飯山市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案 に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所	
ふりがな 氏 名	
(電話)	
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、山ノ内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月20日（土）

(2) 開催時及び場所

午前10時から 山ノ内文化センター 2階学習室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

山ノ内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月5日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、中野建設事務所、山ノ内町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
山ノ内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
ふりがな <u>氏名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、野沢温泉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月20日（土）

(2) 開催時及び場所

午前10時から 野沢温泉村役場 301、302会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月5日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、飯山建設事務所、野沢温泉村建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

（別紙様式）

公　述　申　出　書

（整理番号　　）

野沢温泉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年　月　日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住　所　〒

ふりがな
氏　名

（電話　　）

意見の要旨

（備考）1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。

2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。

3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

（注）用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年8月24日に開催を予定していた池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月21日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

1 認定年月日

平成15年8月5日

2 申請者等

(1) 申請者

須坂市旭ヶ丘2-66

須坂市旭ヶ丘町区長 石 澤 正

(2) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の用途及び棟数

倉庫 1棟

3 公告認定対象区域

須坂市旭ヶ丘3-1、3-2、3-10

4 認定計画書の縦覧場所

長野県長野地方事務所

建築管理課